

山形市国民健康保険運営協議会会議録

1. 会議の名称 令和7年度第1回山形市国民健康保険運営協議会

2. 開催の日時及び場所

①日時：令和7年10月9日（木）午後3時00分から

②場所：山形市消費生活センター研修室（霞城セントラル3階）

3. 協議

（1）会長・会長職務代行者の選出について

4. 報告

（1）国民健康保険事業の運営状況等について

（2）令和6年度国民健康保険事業会計決算見込みについて

（3）令和6年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況について

（4）資格情報のお知らせ・資格確認書の交付状況について

（5）その他

5. 出席者 委員 第1号委員 鈴木（恒）委員、佐藤（礼）委員、武田委員

第2号委員 山口委員、林委員、佐藤（元）委員、小坂委員

第3号委員 佐藤（亜）委員、高橋委員、西岡委員

第4号委員 鈴木（憲）委員

（欠席者 鈴木（和）委員、小野委員、加藤委員）

事務局 山崎部長、西塔課長、齋藤課長（健康増進課）、森谷課長補佐、

黒沼補佐（兼）係長、花輪補佐（兼）係長、佐藤補佐（兼）係長、

斎藤補佐（兼）係長、長谷川主査、黒田主査、

村田主幹（成人保健担当 健康増進課）

6. 傍聴者の数 傍聴者 なし

7. 資料の名称 次第、委員名簿、事務局及び出席職員名簿、報告

8. 審議経過

山形市国民健康保険運営協議会会議録

開 会 午後3時

市民生活部長あいさつ

委員紹介・事務局職員紹介

(会長不在のため、会長、会長職務代行者の選出まで事務局が議事進行)

事 務 局 (西塔課長) それでは、4協議「(1)会長、会長職務代行者の選出について」、はじめに、経緯ですが、この度の会長選出につきましては、複数の方が立候補の意思を示されており、国民健康保険法施行令第4条に基づき選挙を実施するものです。

選出の根拠ですが、国民健康保険法施行令第4条におきまして、会長、会長職務代行者は、公益を代表する委員の中から選出する旨規定されております。資料1ページの委員名簿にあります「公益代表 3号委員」の4名の委員から選出していただくこととなります。

続きまして、選出方法についてお諮りいたしますが、公益を代表する委員の方で会長に立候補された方を候補者として選挙を行い、一番得票の多い方が会長に、次点の方が会長職務代行者になられることとさせていただきたいと考えております。

選挙の方法は、委員の皆様に投票用紙をお配りいたしますので、候補者名を記入していただき投票していただく方法とさせていただきたいと考えております。なお、得票数が同じ場合は、くじにより会長、会長職務代行者を決定させていただきたいと考えておりますが、ご質問等はございませんでしょうか。

(異議なし)

事 務 局 (森谷補佐) 高橋公夫 委員、小野仁 委員のお二人を候補者として選出を進めます。立候補者から会長に対する熱意を伝えていただきます。

高 橋 委 員 私は、過去2年間、国民健康保険運営協議会の会長職務代行として、その運営に携わってまいりました。また、山形市議会においては厚生委員会の委員長を2期務め、市民の健康と福祉の充実に取り組んでまいりました。高齢化や医療技術の進展により、医療費が増加し、国保税の負担が重くなる中、市民の皆さんの健康意識を高め、重症化を防ぐ地域づくりが重要だと考えています。生活習慣病の予防や特定健康診査・特定保健指導の受診率向上に取り組み、健診の利便性向上と、未受診者への働きかけを強化したいと考えています。さらに、マイナ保険証の普及を推進し、健康情報の安全な、かつ簡便な活用環境を整備したいと考えています。医療費の適正化を図り、市民の負担軽減と国保財政の健全化を目指します。私は、市民の皆さんの健康寿命を延ばし、持続可能な国民健康保険制度の構築に、

誠心誠意取り組む決意です。どうぞよろしくお願ひします。

(小野委員欠席)

事務局 (森谷補佐) それでは、投票用紙をお配りしますので、投票をお願いいたします。

(投票、開票)

事務局 (森谷補佐) それでは、開票の結果を報告いたします。

高橋公夫 委員 11票

小野仁 委員 0票

開票の結果により会長に高橋公夫 委員、会長職務代行者に小野仁 委員が選出されましたことを確認させていただきます。

ここで会長に選出されました高橋公夫 委員よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

(高橋公夫会長よりあいさつ)

(これより、規則第3条の規定により高橋会長が議長となる)

会議録署名委員の指名

議長より、小坂委員、西岡委員を指名 (規則第7条の規定により2名を指名)

議長 次第「5報告」について「(1) 国民健康保険事業の運営状況等について」事務局からの説明を求めます。

事務局 (西塔課長) 資料に基づき説明

議長 ただいまの説明について、質問などありましたら発言をお願いします。

委員 (佐藤(亜) 委員) 低所得世帯の保険税軽減について、世帯数と被保険者数ともに令和7年度は件数が大きく減少しているようだが、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行していることが要因か。

事務局 資料に記載の件数について、令和6年度は年度末時点の件数、令和7年度は当初賦課時点の件数であるため、令和7年度の件数のほうが少なくなってしまうものである。

議長 ほかにないようですので、次に「5報告の(2) 令和6年度国民健康保険事業会計決算見込みについて」事務局からの説明を求めます。

事務局 (西塔課長) 資料に基づき説明

議長 ただいまの説明について、質問などありましたら発言をお願いします。

委員 (佐藤(亜) 委員) 基金繰入額が約1億円あるが、基金の残高はどのくらいか。

事務局 現在の基金残高は5億9300万円である。

議長 ほかにないようですので、次に「報告の(3) 令和6年度特定健康診査・特定保健指導の

実施状況について」事務局からの説明を求めます。

事務局 (西塔課長) 資料に基づき説明

議長 ただいまの説明について、質問などありましたら発言をお願いします。

委員 (鈴木(憲)委員) 特定健診受診促進事業で、7種類の資材を発送したとあるが、具体的には対象者をどのような振り分けしたのか。

事務局 過去3年間のレセプトを分析し、受診歴等に応じて7種類の中からその人に合う通知書を送付した。

委員 (鈴木(憲)委員) 未受診者に勧奨通知を送った結果、どのくらい受診に繋がっているか。

事務局 正確な数値までは把握していない。

委員 (鈴木(憲)委員) 効果があるのであればどんどん取り組んでいくべきだと思うので、どのような効果検証も今後できれば、より良い事業になるのではないかと思う。

議長 ほかに質問はありませんか。

委員 (西岡委員) 特定健診の目標受診率を60%としているが、若い人ほど受診率が低い傾向にある。若年層の受診率向上のため、若年層の目標受診率を別で設定して取り組んではどうか。また、特定保健指導の実施率は下がってきており、特に令和6年度の70~74歳の女性の実施率が低いように見えるが、何か要因は考えられるか。

事務局 保健師による電話勧奨の際に聞き取った保健指導の欠席理由として多いものは、主治医に相談しているから、毎年のように保健指導に該当しているが一度指導を受けたから、などの理由がある。そのような方にどのような案内をすると保健指導を受けてもらえるかが課題だと感じている。

議長 ほかにないようですので、次に進みます。「5報告の(4)資格情報のお知らせ・資格確認書の交付状況について」事務局から説明を求めます。

事務局 (西塔課長) 資料に基づき説明

議長 ただいまの説明について質問がありましたら発言をお願いいたします。

委員 (佐藤(亜)委員) 令和6年度に短期被保険証や資格証明書を持っていた方にも、資格情報のお知らせか資格確認書は送られているという理解で良いか。

事務局 資格情報のお知らせか資格確認書のどちらかが送られている。

委員 (佐藤(亜)委員) 令和8年度はどのように対応する予定か。

事務局 マイナ保険証を持っていない方には、令和8年度以降も資格確認書を送付することになる。

議長 ほかにありませんか。

委員 (鈴木(恒)委員) マイナ保険証について、受診してから診察内容等のデータが登録され

るまでどのくらい時間がかかるか教えてほしい。

事務局 正確な期間は分からぬが、おそらく2か月程度だと思われる。

委員 (山口委員) 約1か月で反映されると思う。登録される内容としては、どこの医療機関を受診したか、どのような薬が処方されているか、健康診査の情報などで、病名までは分からぬようになっている。

議長 ほかにありませんか。

委員 (佐藤(礼)委員) 山形市としてマイナ保険証の登録を推進していくための取組はあるか。

事務局 窓口に専用端末を準備し、登録を希望する方には手続きのサポートをしている。

委員 (山口委員) 作成したマイナンバーカードは本人が受け取りにいかなければいけないことになっているため、施設に入所している方はマイナンバーカードを持っていない。そのような受け取りに行けない方について、どのように対応していくか考えはあるか。

事務局 マイナンバーカードの作成については市民課が業務を所管しているためお答えできない。施設に入所している方など、マイナ保険証での受診が難しい方には、マイナ保険証の登録をしている方にも併せて資格確認書を交付している。

委員 (山口委員) 病院としては、マイナ保険証の利用率が高いと診療報酬の点数が加算されるため、多くの方に使ってもらいたい。

議長 医療機関としてはマイナ保険証の利用率が高いと点数加算ができる、一方で介護施設等では入所者の受診のためにマイナンバーカードを預かるのはリスクが高いため、資格確認書で受診できるようになっており、立場の違いによる意見の食い違いがあるように見える。

議長 ほかにありませんか。

委員 (武田委員) 外出できないような高齢者はマイナンバーカードの申請も取得もできない。今年度は資格確認書が交付されたのでよかったです、今後はどうなるのか。

事務局 後期高齢者医療制度の対象の方には、国からの通知に基づいて、今年度はマイナンバーカード保有の有無に関わらず資格確認書を交付した。来年度以降については、国の方針がまだ明確でないため未定である。

議長 ほかに質問がないようですので、その他事務局から何かございますか。

事務局 (西塔課長) 「子ども・子育て支援金の算定及び今後のスケジュールについて」資料に基づき説明

議長 ただいまの説明について質問がありましたら発言をお願いいたします。

(一同、特になし)

ないようですので報告を終了します。これで全ての議事が終了したので、議長の職を降ろ

させていただきます。皆様どうもありがとうございました。

事務局 「6その他」について皆様から何かありますでしょうか。

(一同、特になし)

(事務局から、次回の運営協議会、村山地区国民健康保険運営協議会連絡会主催の研修会について事務連絡を行った。)

閉会 午後4時